

企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱の規定による 協賛企業等の基準

企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱第2条第6号に規定する協賛企業等の基準を次のとおり指定する。

(協賛企業等に関する基本的な考え方)

第1条 協賛企業等は、LED照明等が公共施設へ設置されるという本事業の形態に鑑み、それにふさわしい者でなければならない。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる企業又は団体は、協賛企業等となることができない。

- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194条）第3条に規定する政治団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（いわゆる消費者金融）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を営む者（いわゆるマルチ商法）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- (9) 破産者で復権を得ない者
- (10) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の2から第199条の4までの規定に抵触するおそれのある者
- (11) 公営競技の事業者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (13) 占い、運勢判断に関する者
- (14) 債権取立て、示談引受けその他類似の営業活動を行う者
- (15) 興信所、探偵事務所等
- (16) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (17) 各種法令に違反している者

- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (19) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - (20) その他市長が不相当と認める業種や事業者
- 2 浜松市が設置する学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所その他これらに類するものをいう。)へLED照明等を設置する場合にあつては、前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる企業又は団体についても、協賛企業等となることができない。
- (1) 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人
 - (2) 教育関係に関する業種や事業者
 - (3) たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 3 条に規定する日本たばこ産業株式会社又は同法第 11 条に規定する特定販売、同法第 20 条に規定する卸売販売若しくは同法第 22 条に規定する小売販売を主たる営業活動とする者
 - (4) 酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 7 条に規定する酒類製造者又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業を主たる営業活動とする者

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。